



令和4年8月30日  
自動車局技術・環境政策課

## 新たなモビリティの技術基準等に関する検討を行います ～新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ（第4回）を開催～

国土交通省は、9月5日に、第4回新たなモビリティ安全対策ワーキンググループを開催し、電動キックボードや立ち乗り電動スクーター等の新たなモビリティについて、「車体」の安全確保のために必要となる技術基準等に関する検討を行います。

近年、諸外国において、移動サービスの多様化とそれに対応した電動キックボードや立ち乗り電動スクーター等の「新たなモビリティ」の開発・利用が進んでおり、これらの新たなモビリティは、誰もが安全かつ気軽に利用できるモビリティとして、通勤時の移動手段や観光地におけるアクティビティ等としての活用が期待されています。

国土交通省自動車局では、これらの新たなモビリティについて、「車体」の安全確保のために必要となる技術基準等に関する検討を行うため、昨年10月に新たなモビリティ安全対策ワーキンググループを立ち上げ、これまでに技術基準等の骨子について整理を行ったところです。

今般、第4回ワーキンググループを下記のとおり開催し、骨子において実施することとされた技術検証の結果等を踏まえ、電動キックボード等の識別に必要な装置（識別点滅灯火）の技術基準等について、検討を行います。

### 記

- 日時：令和4年9月5日（月） 10:00～11:00
- 場所：AP虎ノ門 3階「Jルーム」  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-15 NS 虎ノ門ビル
- 委員：別紙1のとおり
- 議事：1) 第4回ワーキンググループの開催趣旨について  
2) 「識別点滅灯火」の保安基準について  
3) 保安基準の改正・適用時期に関する考え方について  
4) 今後のスケジュールについて
- その他：

会議は傍聴可能です。カメラ撮りについては冒頭のみ可能です。カメラ撮りを希望される方は、9:45までに会場入口前にお集まりください。傍聴のみの方は、開始時刻までに会場に直接お越しください。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、WEB上での傍聴も可能です。傍聴を希望される方は、別紙2に基づき電子メールにてご登録願います。

WGの配布資料については、原則、WG後にホームページにて公開します。

※ 今般の新型コロナウイルスの状況を踏まえ、取材については各社1名（会議冒頭カメラ撮りの撮影者は除く）とし、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いいたします。

また、発熱など風邪のような症状がある場合には、ご自身の体調を優先し、参加を控えていただきますよう併せてお願いいたします。

**【お問い合わせ先】**

自動車局技術・環境政策課 河野・木内

代表：03-5253-8111（内線 42214）

直通：03-5253-8592 FAX：03-5253-1639